

第Ⅰ回羽島リレーマラソン売店設置要項

1. 趣旨

この要項は「第Ⅰ回羽島リレーマラソン」（以下「大会」という）において、羽島リレーマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という）が大会会場に設置する売店の設置、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

2. 設置会場、設置期間等

- ① 売店を設置する会場 国営木曽三川公園桜堤サブセンター公園（羽島市桑原町小藪）
- ② 設置期間および開設時間 令和7年12月7日（日）9：00～13：00

ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3. 出店位置及び規模

売店の出店位置は実行委員会が決定し、出店数は2店程度、出店規模は原則として1店舗あたり20㎡以内とする。ただし、出店状況に応じて、実行委員会はこれを調整することができる。

4. 経費の負担

売店の出店料は無料とする。但し運営に要する経費及び必要な備品等（実行委員会準備品除く）は、出店者負担とする。

5. 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする

○飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により、衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に、基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、簡素な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において、下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度のものであること。

6. 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づき売店の設置目的、来場者のニーズ、大会の特性、PRなどを考慮のうえ公募し、適当であると認めた者を出店者として選定（申請者多数の場合は抽選による。）する。この場合地元業者、団体を優先する。ただし、実行委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。

7. 出店者条件

売店の出店者は原則として、次の（1）かつ（2）に該当する者で、実行委員会が適当と認めた者とする。

（1） 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、羽島市内に店舗を有して営業している者（飲食物調理

出店においては店舗を有し営業許可を受けて営業している者)

イ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者就労施設（以下「障害者就労施設」という。）

ウ 実行委員会が認めた者

(2) 次の条件すべてに該当する者

ア 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

イ 営業店舗が出店申請の日からさかのぼって過去 1 年間法令等に違反して処分を受けていないこと

ウ 飲食物販売の出店者については、過去 3 年間食中毒などにおける行政処分歴がないこと。

エ 申請書提出時点において、納税すべき国税及び地方税に滞納がない者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

8. 出店者の運営の基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 飲食物関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止および直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

エ 廃棄物容器および汚水容器は、汚液および汚臭が漏れない構造で、耐水性材質に作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

9. 必要な備品等は、出店者で準備すること。

10. 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、「出店申請書（様式第 1 号）」を実行委員会に提出するものとする。

(1) 出店概要書（様式第 2 号）

(2) 売店従事者および搬入搬出車両予定表（様式第 3 号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）

- (4) 取り扱い食品及び調理販売方法（様式第5号）※飲食物・現場調理品提供者のみ
- (5) 営業に関する許可証等の写し
- (6) 羽島市民税の完納証明書又はその写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (7) 直近の事業年度の法人税または所得税ならびに消費税および地方消費税について未納のないことを証する書類（納税証明書その3の2またはその3の3）（提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (8) 売店責任者および販売員の本人確認書類（免許証等）
- (9) その他、実行委員会で必要に応じて提出を求めるもの

1.1. 出店許可証の交付

実行委員会は出店者として選定した者に対し、「出店許可証（様式第6号）」を交付するものとする。

1.2. 保健所への届出

臨時営業許可を必要とする出店者の場合で、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに所管の保健所へ許可申請を行い、受理済の証明書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

1.3. 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

1.4. 売店責任者

- (1) 出店者は、当該販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督者の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店の責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員の指導に努めなければならない。

1.5. 禁止事項

出店者およびその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡または転貸し、若しくは管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で販売すること。
- (4) アルコール飲料および危険物を販売すること。ただし、実行委員会が観光物産品

と認めたアルコール飲料はこの限りではない（未開封の状態での販売に限る）

- (5) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器および音響器具類を使用すること。
- (7) 特定の政治的主張や広告宣伝を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

Ⅰ 6. 遵守事項

出店者およびその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは各自適正に処理すること。
- (3) 販売品には、関係法令の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきさないよう、実行委員会が指示する時間に完了させること。なお原則として搬入車両は、1売店1台とすること。
- (9) 服装は、清潔なものを着用し、無用の露出や身体装飾により、来場者等に不快感を与えることなく、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 実行委員会が別途交付する ID カードを着用すること。
- (11) 天候の悪化等の事情により実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。
- (13) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

Ⅰ 7. 管理運営

売店における金品、販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

18. 事故等発生時に対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたり、実施本部へ連絡を行い、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

19. 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に損害賠償等を請求できないものとする。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたと判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営において不適当と認めたとき。

20. 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

21. 損害賠償

出店者(販売員を含む)は、会場内の施設または、第三者に対し損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

22. 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

23. 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報は、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとして、その他の目的には使用しない。

24. その他

この要項に定めるもののほか、売店設置運営の実施に関し必要な事項は別に定める。

(第1号様式)

令和7年 月 日

(あて先) 第1回羽島リレーマラソン

実行委員会委員長

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

出店申請書

第1回羽島リレーマラソンにおいて羽島リレーマラソン実行委員会が運営する会場に、売店を出店したいので、第1回リレーマラソン売店設置要項9の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望会場(第1回羽島リレーマラソン会場)
- 2 出店期間 令和7年12月7日(日) 1日
- 3 添付書類
 - (1) 出店概要書(第2号様式)
 - (2) 売店従事者及び搬入搬出車両予定表(第3号様式)
 - (3) 誓約書兼承諾書(第4号様式)
 - (4) 取扱い食品及び調理販売方法(第5号様式)※飲食物調理出店者のみ
 - (5) 営業に関する許可書の写し
 - (6) 羽島市税の完納証明書又はその写し(提出日から3ヵ月以内に発行されたもの)
 - (7) 直近の事業年度の法人税又は所得税ならびに消費税および地方消費税について未納のないことの証明書(国税通則法における完納証明書その3の2又はその3の3)又はその写し(提出日から3ヵ月以内に発行されたもの)
 - (8) 売店責任者及び販売員の本人確認者書類(免許証の写し等)
 - (9) 出店許可証等、出店実績を確認することができる書類(「7 出店者条件」(1)イに該当する場合に限る)
 - (10) その他、実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの

(第2号様式) その1

出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称			
(ふりがな) 代表者役職名 及び氏名			
連絡先	(電話) (FAX) (Email)		
出店担当者	(ふりがな) (氏名) (携帯電話)		
業種			
主要取扱品目(該当 品目を○で囲んで ください。複数ある 場合は、すべて記入 してください)	飲食物(製造加工品)・飲食物(現地調理品)・ その他 ()		
営業開始年月日	年 月 日	従業員 数	人
営業に関して取得 した許可等の種類 (許可証等の写し を添付してくださ い。)	種 類	番 号	取得年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
過去 1 年間法令違 反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去 3 年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無

(第2号様式) その2

設営持込備品一覧

備品名	規格等	持込目的

※発電機やプロパンガス等、火気の使用に伴う備品を使用する場合は、あわせて記入してください

販売商品

No	商品名	予定数量	販売価格	備考（製造責任者等）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(様式第3号)

売店従事者および搬入搬出車両予定表

【商号または名称： _____】

1 売店従事者名簿

売店責任者	販売員	販売員	販売員
(ふりがな)			

※売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

※売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証等顔写真が貼付された公的機関が発行したものの写し）を添付してください。

2 搬入搬出車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は「2 トントラック」「軽トラック」などを記入してください。

※搬入搬出のみで駐車不要の場合は「駐車場使用」は無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台です。

(様式第4号)

令和7年 月 日

(あて先) 羽島リレーマラソン
実行委員会委員長

住所(所在地) _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

誓約書兼承諾書

羽島リレーマラソン会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、羽島リレーマラソン実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請および許可後の出店にあたり、「羽島リレーマラソン売店設置要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出展品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属: _____

担当者氏名: _____

電話番号: _____

FAX: _____

E-mail: _____

(様式第 5 号)

取扱い食品及び調理販売方法

会場 (_____)
商号または名称 (_____)

取扱い食品名	原材料	調理販売方法

(様式第 6 号)

羽り実第 号
年 月 日

様

羽島リレーマラソン実行委員会
委員長

出 店 許 可 証

羽島リレーマラソン会場内における売店の出店について、下記の通り許可します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	国営木曽三川公園桜堤サブセンター公園内 羽島リレーマラソン会場の指定された場所
出店許可期間	令和 7 年 1 2 月 7 日 (日) 9 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に表示すること。 2 売店設置運営に関しては、羽島リレーマラソン売店設置要項 及び関係法令を遵守すること。